

## 別紙8

### 誓約書兼同意書

私は、高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金の申請にあたり、以下のことについて誓約します。

#### <税外未収金に関すること>

高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がありません。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

#### <暴力団排除に関すること>

私は、以下のいずれにも該当していません。

- 1 高知県暴力団排除条例（平成22年10月22日条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- 2 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- 3 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- 4 1から3までに掲げるものの以外のものであって、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 役員等が暴力団員等に該当するもの
  - (2) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
  - (3) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
  - (4) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
  - (5) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
  - (6) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
  - (7) 役員等が、県との契約に関し暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
  - (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているものを使用し、または雇用しているもの
- 5 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの

#### <不正受給に関すること>

私は、高知県からの交付金、補助金、助成金等についても、不正受給をしていません。

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

氏名（自署）